附　則

第１条　この規則は、平成22年10月１日から施行する。

第２条　以下の法人は、この規則に基づき個人信用情報機関として指定されたものとする。

⑴　株式会社日本信用情報機構

⑵　株式会社シー・アイー・シー

附　則（平30. 4. 1）

この改正は、平成30年４月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第２条、第６条、第８条、第17条を改正。

附　則（平31. 3.29）

この改正は、平成31年３月29日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第２条、第３条、第８条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、(新設)第19条、（新設）第20条、第21条、第22条、別紙１貸付自粛の運用に関する事項１．４．５．６を改正。

附　則（令 2. 4. 1）

この改正は、令和２年４月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第８条、第11条を改正。

附　則（令 4. 4. 1）

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第８条、第10条、第16条を改正。

附　則（令 8. 6.10）

この改正は、令和８年10月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第８条第１項から第４項、第11条第２項を改正。

別紙１　貸付自粛の運用に関する事項

１　貸付自粛の申告をした場合には、協会が個人信用情報機関に対し当該申告に係る貸付自粛情報の登録の依頼をした日から３か月が経過するまで申告を撤回できないこと。

２　貸付自粛の申告が自粛対象者本人によるものでない場合には、自粛対象者はその申告を取り消すことができること。

３　貸付自粛の申告がなされた場合、個人信用情報機関に対する当該情報の登録を回避し又は登録済みの貸付自粛情報を削除するためには、別途、協会に対し、貸付自粛の申告の撤回または取消の手続が必要となること。

４　貸付自粛情報が登録された場合、申告が撤回又は取消がなされない場合であっても、貸付自粛情報が登録されてから５年を経過した場合には当然にその情報は抹消されること。

５　貸付自粛の申告が受理された場合であっても、貸付自粛情報が個人信用情報機関に登録されるまでには、事務処理のために原則３営業日を要すること。

６　貸付自粛情報の登録がされた場合であっても、当該情報が登録される前に締結された極度方式基本契約に基づき極度方式貸付けがなされる場合があり得ること。

７　貸付自粛情報が登録された場合であっても、当該情報は、協会が指定する個人信用情報機関の会員による与信判断を拘束するものではないこと。

８　貸付自粛情報の登録がなされる個人信用情報機関は、協会が別に指定する個人信用情報機関であり、必ずしも、日本国内の全ての個人信用情報機関に貸付自粛情報が登録されるものではないこと。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間